

令和5年4月27日

各県立学校長様

教 育 長
(豊かな心と身体育成課)
(学校経営戦略推進課)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後における
広島県の対応について (通知)

令和5年4月25日に新型コロナウイルス感染症広島県対策本部第66回本部員会議が開催(書面開催)され、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)上の位置づけが5類感染症に移行された後の対応がまとめられましたので、関係者に周知してください。

なお、学校での対応については、別途通知します。

参考：広島県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>

担当 健康教育係
電話 (082)513-5036 (ダイヤルイン)
(担当者 三塩)

担当 学校経営支援担当
電話 (082)513-4966 (ダイヤルイン)
(担当者 西山)